

群馬県高齢者運転免許証自主返納サポート事業運営要領

(目的)

第1 この要領は、高齢者が運転免許証を自主返納したことにより生じる生活への影響を補うサポート（公共交通機関の利用支援や買物弱者支援など）を通じて、高齢者の運転免許証自主返納を促進し、もって、高齢運転者に係る交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(事業概要、県の責務)

第2 群馬県（以下、「県」という。）は、第1の目的に賛同して自主返納者にサポートする事業者、団体等を、募集し登録するものとする。

2 県は、前項の登録事業者、団体等を、群馬県ホームページに掲載するなど広報に努めるものとする。

(用語の定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協賛店・事業所

県内に店舗・事業所等を有し、又は県内で事業活動等を行っている事業者、団体等であり、第2第1項により登録された者

(2) 自主返納者

道路交通法第104条の4第2項の規定による運転免許証の取消しを受けた65歳以上の高齢者

(協賛店・事業所の活動内容)

第4 協賛店・事業所は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 第5第1項に定める群馬県高齢者運転免許証自主返納サポート事業協賛登録申込書（別記様式第1号。以下、「登録申込書」という。）に記載したサポート。

(2) 県が行う交通安全活動への協力

(協賛店・事業所登録の申込み及び審査)

第5 協賛店・事業所に登録しようとする事業者・団体等は、登録申込書に必要事項を記載して、県へ提出するものとする。

2 県は、前項の登録申込書により、提供しようとするサポート内容等が自主返納サポート事業にふさわしいものか否か審査を行うものとする。

(協賛店・事業所の登録)

第6 県は、第5第2項による審査の結果、自主返納サポート事業にふさわしいと認められ

た場合は、協賛店・事業所として登録し、群馬県高齢者運転免許証自主返納サポート協賛店・事業所登録証（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の登録は、県に備え付ける登録簿に以下の各号を搭載することにより行う。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 店舗・事業所名
- (4) 店舗・事業所の所在地及び連絡先
- (5) 代表者の氏名
- (6) 責任者又は担当者の役職・氏名
- (7) 提供するサポート内容

(サポートの対象者)

第7 協賛店・事業所が行うサポートは、自主返納者を対象とする。

(サポート内容の変更)

第8 協賛店・事業所は、自主返納者へ提供するサポート内容を変更しようとするときは、県に登録変更届（別記様式第3号）を速やかに提出するものとする。

2 協賛店・事業所は、サポート内容を変更したとき、自主返納者等に混乱を与えないよう配慮するものとする。

(登録の期間)

第9 登録の期間は、登録の日から翌年の3月末日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までにいずれからも異議の申し出がないときは、1年間の自動更新がなされるものとし、以後同様とする。

(登録の解消)

第10 協賛店・事業所が当該登録を解消しようとするときは、登録解消届（別記様式第4号）を県に提出するものとする。

2 県は、前項の届出があった場合、当該登録を解消し、協賛店・事業所あて登録解消受理書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(登録の取消し)

第11 県は、協賛店・事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協賛店・事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 登録申込書又は登録変更届に虚偽の記載があったとき。
- (3) 協賛店・事業所が登録内容を無断で変更したとき。
- (4) 協賛店・事業所の代表者又は役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(5) その他協賛店・事業所として適当でないと認められるとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該協賛店・事業所に対し群馬県高齢者運転免許証自主返納サポート協賛店・事業所取消通知書（様式第6号）を交付する。

（権利等の譲渡の禁止）

第12 協賛店・事業所は、この要領に定める権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（個人情報の保護）

第13 県及び協賛店・事業所は、この事業を通じて知り得た個人のプライバシー等に関する情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（紛議防止）

第14 協賛店・事業所は、登録申込書に記載した提供しようとするサポート内容を誠実に履行して自主返納者等との紛議の防止に努め、紛議が発生した場合は誠意をもって解決を図るものとする。

（事務局）

第15 自主返納サポート事業の運用に係る業務を担当する事務局を、群馬県県土整備部道路管理課に置く。

（その他）

第16 この要領に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて県と協賛店・事業所が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前からの自主返納サポート事業の登録者は、この要領による協賛店・事業所とみなす。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。